

が外ぬような苦しみをしている、あるいは死に瀕しているような場合、自分を犠牲にして、また娘を売つても見ています。このようなことから、特に貧しい人たちの医療をいかに確保するかということだが、われくの一一番重要視している点であります。従いまして地方移譲の問題は、單に経営主体の問題ではなく、今後の公的医療機関のあり方を左右する問題として、きわめで重要な要素を含んでおり、この地方移譲がわれくが強調している医療行政の強化拡充ということであれば、もちろんわれく自身の身分上の問題は多少の不利益は忍んでも、国民の立場から協力を惜しまぬのであります。が、決してそのようなものではなく、国でもてあましたのを地方に押しつけたというよりほかに、説明がつかないのであります。私どもの主張が国民党層の支持を得ている点も、ここにあると確信している次第であります。

次に申し上げたいことは、厚生省が移譲する唯一の根拠として、昭和三年に医療制度審議会が出した答申の中に、将来公的医療機関の経営主体は、原則として地方公共団体にすべきであるということを取上げていますが、この答申は広汎な社会保障の実施を考慮に入れてなされておりまして、経営費の一都国庫負担も前提とされておりますのに、他の答申項目がほとんどど実施に移されていないのに、経営主

第三に、地方に移譲することと、将来日本の総合的医療体系をどのようにするかの関連が、明らかにされていないことがあります。つまり移譲された病院が、府県及び公共団体を主体とした医療機関の体系の中で、どのような役割を果し、どのような整備拡充に位置するか。この点について何ら検討されていないことがあります。少くとも将来的な医療体系を日本の実情に応じて確立する設計図の上に立つて、現在府県にある公的医療機関の実情、立地条件、人口の密度等から移譲する対象になつてゐる病院、存置する病院の理由が明確にされてなければならないと考えますが、その点がきわめて不定見で、比較的整備された立地条件のよい大病院が国立で残され、負担のかかるボロの病院といいますか、群小病院が移譲の対象となつてゐるとしか思われないのですが、そのことが單に土地、建物の拂下げのよう、財政法特例によつて措置されようとしており、商取引のよう、買手のついたところから蒸発して行くというようなことが、なされようとしていることによつて明らかであります。率直に申しまして、公的医療機関を發展させるために、地方移譲をすると申されますが、実は今まで一般会計から繰入れられた経営費の二五%、約十億余りの国庫負担をして減らすために、若干の手切金をつけて六十の国立病院を売場に出したとか考へられないであります。

ことにはしませんけれども、かねてから、この問題は、たゞ、保健衛生費について見ますれば、二十六年度当初予算で、東京都の四・九%を最高に全国平均二・七%という貧弱なものであります。それで、それがまたさらにも削減圧縮されようとしている実情であります。国立病院の経営の状態は、先ほど述べましたように、收入目標をかなり強制されておりますが、そのほとんどが赤字経営になつておりますので、最低の收支率五〇%というものがさえてあります。しかしこれが全国十九箇所のアールで、二五%の国庫負担によつて初めて運営のバランスをとつてゐる次第であります。個々ばらくに切り離した場合、また財政上非常に不均衡な府県財政の中で運営された場合、診療内容に非常なアンバランスを生ずることは火を見るより明らかであります。厚生当局は無理いはしないと逃げておりますが、いやしくも医療行政を統轄する立場にあるものが、また国民医療の現状から医療行政を立案しなければならぬものが、以上のよくな状態の中で六十の病院を切売り的に地方に押しつけようとして、売れなければ補正予算で組もうなどとは、不思議な行為であります。われくはこのようだつづけるのでなく、国民医療の強化充のため、あくまで熱意と確信を持つように、猛省を促すものであります。

の十月に続いてまた本年一月と二回にわたつて移譲反対を決定しており、同様の決定は全国市町村会議、西日本知事会議、東海ブロック県会議長会議として強く表明され、また全国の病院長及び患者もこぞつて反対をしているのであります。さらには府県市町村の決議を経て国会に出された請願は、衆参両院合せて約三百件に及んでおり、地元からもわざ／＼上京して陳情するなど、非常な熱意を示されております。そこで、これの紹介議員としては自由党の大野、増田の両氏を初めとして、超党派的に取上げていただいております。私どもが国会議員、府県の理事者、学識経験者等約千五百名を対象に、地方移譲問題についてアンケートをとりました結果は、その七五%が反対であり、あと二五%の方々も国庫補助を条件に賛成しておられるのであります。そこで、全国の地方新聞もその論説等に地方移譲問題を取上げて当局の反省を促しているのが、われ／＼の把握しているだけでも約四十件にも達しております。ここに持つて參りました署名も、私たちの主張している趣旨に賛意を得ました約百万の署名のうちの一部であります。まして、総評を初めとしましてあらゆる労働団体、特に受け側の立場におる自治労協、自治労連とも完全な連携の上に運動を推進しているのであります。われ／＼の念願するところは社会保障制度の確立でありまして、それそまた全國民の要求するところであります。

に決議されており、各党の政策の重要な項目の一つとしてあげられていることを確信する次第であります。私どもは公的医療機関に働く従業員としてまして、また労働者いたしまして、あくまで社会保障の強化拡充を念願し、これを支撐する全労働者、全国民とともに当局の反省を促し、賢明なる議員各位の慎重審議を要望する次第であります。これで私の意見を終らしていただきます。

○三宅(則)委員長代理 ただいまの岩崎君の御意見に対して、御質疑があればこれを許します。

○深澤委員 参考人が今申し述べた通り、医療問題は社会保障制度の重要な問題として、当然国家が責任を負うべきであるということは、われわれも感覚であります。従つて国立病院が独立採算制を採用するときにもこれは政府の負担を軽減する意図を持つておる、こういう問題については国家が積極的に医療の保障をすべきであるという立場において、この独立採算制に反対であるという立場をわれわれはとつて來たのであります。さらに今度はその国立病院の非常に立地条件の悪い部分を地方に押しつけて、そして政府が肩のがれをしよう、こういうことが本法案の本質であるとわれわれは指摘しているわけであります。そこでお伺いしたいのは、現在のような事情のもとで、はたして十分の医療ができるかどうかということについても、われわれは心配しているのでありますが、それは

ふうに私は伺つてゐるのですけれども、いわゆる持參金をつけて、もうかならないものを地方にやつてしまおうと

いうために、六億四千万円だけ持參金をつけてありますけれども、これはこの積算基礎が問題になると思うので

す。この六億四千万円という金は一体どういつた算定方法をなすつか。これをひとつ御説明願いたい。

○高田(港)政府委員 今御質問のいわば前提としてお話をなりましたもうかる、もうからぬという言葉、これは私らとしては慎んでおる言葉でございま

すが、なるほど特別会計をしきましてから、約二割五分程度の繰入れを一般会計からやつておりますし、これは先ほど岩崎参考人からお話をありましたが、だん／＼繰められて來たといふ

が、だん／＼繰められて來たといふ

が、だん／＼繰め上げるん

別会計になつたから締め上げたという意味ではないことを、申し上げたいと思ひます。

それからもう一つは来年度におきま

しては——去年までは今申し上げまし

たように約二割五分程度の繰入れをいたしておつたのでありますし、二十七

年度においては約一割余りの繰入れをすることになつておりますが、この繰入

れのおもなるものは整備費であります

とか、その他いわゆる移管に伴います

とか、その他の費用でありますとか、そ

いつたものが入つておるわけで、普通

の日常の経営については、大体バランス

がとれるからこうになつておるわけ

でございます。このおもなる原因は保

険の単価の値上がり等に基くわけであり

ゆるもうかる、もうからぬといふ

われ／＼は考えております。

それから残ります病院と移譲いたし

今までいろいろ／＼整備をしなければならないと考えておつた点が多々あるのでございませんが、そういう点からいたしまして、大体この程度で應急的な措置はできるのじやないだろうかとい

うふうなことも考えまして、六億四千

万円を計上したわけでございます。こ

れが配付にあたりましては、よく具体的な整備を要する状況等を十分検討いたしまして、それによつて配分をする心づもりでおる次第でございます。

○松尾委員 ただいまの御説明によりますと、政府がとつておく分は、別に

もうかる、もうからぬを基準にした

心のやない、こうおつしやいますけれ

ども、そうしますと、存置する分はい

かような目的と、いかような事情によつておきめになつたのでしょうか。そ

れが一点と、もう一つは、たとえば六

億四千万円の持參金は、これは配付す

る場合によく公平にやる、実態に照し

てやるとおつしやいますけれども、こ

れをおきめになつたのは、算定基礎と

かそうちつたよな数字的なものでな

か。その点をお聞きしたい。

うふうに考えられておりますもの、そ

ういつた二つの大体ものさしでもつて選択したわけでございます。

それから次の次の整備費の問題でございますが、これはいわば概算でござ

いまして、正確に積み上げた予算では

まして、今申し上げましたようにこ

の範囲内においてできるだけ適切に配

分できるようにいたしたいと思つてお

ります。ただ申し上げておきたいと思

いますのは、六億四千万円という金額

は、これは多々ます／＼弁ずでありま

すから、あるいは少いといふ

な観点から必ずしも見る必要はあります

が、以前に比べますと経営状態は

非常によくなつてゐるといふ

うふうに考えております。

それから残ります病院と移譲いたし

の体系を整えて行きたいということ

が、いわば主たる眼目でございまし

て、そういう点からいたしましたと

これはいわば議論のある点ではある

議論をされたのでございますが、その

結論からいたしましたと、大体公の病院

というものは、これは県が中心でやつ

て行くことが一番よろしい。そうして

国はその上に立つてそれを指導するよ

うな、少數の何かしかの病院をしつか

り整備して、そういう体系にして行く

ことがやはりいいのじやないだらう

か、というような結論になつてゐるの

でござります。そういう点からいたし

ますと、国立病院を厚生省で引受け

て行くということは、国立病院を経営い

ておきめになつたのでござりますが、今申し上げまし

たような趣旨に沿つて、この国立病院を

経営することになりました経過等から

考えましても、この国立病院を今申し

上げましたような全体の体系に合して

行くということは、国立病院を経営い

たしました当時からの実は問題であつたのでござりますが、今申し上げまし

たのでござりますが、今申し上げまし

ります。この法案を出されるに至つた根本的な理由というものを、今松屋さんによつと御答弁になりましたので、大体はおうかがいできるのであります。が、この地方移譲の根本的な理由について、もう一度御質問

やつて行くべき性質のものを、全體が引受けたうつて行くということは、これはあるべき姿ではないので、過当な機会には、この国立病院というものについても、そういう形で持つて行くべきであるといふことは、これは過去

のが、少くとも社会保障制度の根本だと思う。ところが今のお考えによりますと、国は何がしかの特殊な病院を経営し、その他の地方公共団体に移譲して、それを監督指導するのだということでは、これは社会保障制度の本筋

に重要であり、力を入れなければならぬといふ点につきましては、お話を通りでございますが、しかし社会保護の充実ということにつきましては、国だけが責任があつて、地方はほとんど責任がないのだというふうな考え方

いたしましても、この医療関係等について責任を持つ厚生省は、毅然として社会保険制度の線に沿つて、医療の国による大幅負担という線は堅持すべきではないか。そうしなければ社会保障制度というものは、根本からくずれる

[View all posts by admin](#)

申し上げたいと思います。

におきますいろいろな審議会、医療制度審議会その他の委員会等においても度々論議される、大体どう、うむうな考

違う方針じゃないか。少くとも医療と
いうものは、国がある程度責任を持つ
にちつて行なうらで、社会保険制度

は、私たちとしてはとつていいのでございまして、中央、地方相協力してやうなすればならぬ、と思つておる次

のじやないかといふに考るのです。しかし私はあなたにいろいろなことを申し上げても、これは国全体のこと

10 of 10

知のように、財團法人海軍病院を引き継ぎまして、厚生省で経営をいたしておるのでございますが、その当時から将来永承保あるし、適当な機会にはこれを本来あべき姿に返すべきじゃないかという意見も見もあつたのであります。また過去において、当衆議院の厚生委員会におきましても、あるいはまた参議院の厚生委員会におきましても、国立病院の拡充方移譲といふものを考へべきじやないかといふような御意見も多々あつたのでありますましては、それに對して厚生省がどうするかと申しますのは、ただいままことに申上げましたように、国全体の公の病院の体系をどうするかということ

方に一応なつておるのでございまして、従いまして今回の移譲の措置は、そういう線に沿わんとする措置でござります。これは経済的に見ましても、先ほど申し上げましたように、従来は一般会計からかなりの繰入れをしておつたのでございますが、二十七年度におきましては、保険単価の引上げ等の原因もありまして、大体経常的な経費についてもバランスがとれる状態にきでなつたのでござります。それから終戦後のいわばこんどんとした状態から、病院といふものがある程度整って、一応りつぱにやつて行くよな勢になつて参りましたので、この機会に、先ほど来申し上げておりますように、本來の形に持つて行くことがいいのではないか、そういう意味においてこの法律案を提出いたした次第であります。

の意義があると私は思う。イギリスにおきましては、義手あるいは善足の問題で、内閣の閣僚が辞職するような問題が起つてゐるのです。結局社会保険制度といふのが、近代国家はどうかということの標準になると云ふ。従つて医療問題については國家が——全部ということは今の政府の階では行けないといったしましても、ある程度の責任は持つべきである。ところが何がしかの特殊な病院だけを国でやり、あとは地方に移譲するといううとでは、社会保障制度といふものに対して本筋ではないと私は考える。この社会保険制度の一番重大な役割を引いている厚生省当局が、そういう医療制度に対する観点では、われわれは常に心細いと思うのであります。一社会保障制度全体の立場から、今のあなたとの見解が、はたして筋が通る

第一点でござります。そういう点からいたしまして、むしろ地方も十分これをやらせていただきたい。國は國としての立場からこれをやつて行くということで、満足な結果が得られるのじやないかと想るのでございまして、社会保障制度の充実という観点から、必然的に病院は國でやつて行くということが本則であるというふうには、私らは考えていいな、い次第でござります。

○深澤義員　國が責任を持つて、地主は全然責任を持たないということではないのであります。地方にも現在において市立の病院もござります。県立の病院もござります。その中に一つぐらいいは各県に國立の病院を設けて、そにして全体の医療制度の中心になるべきようなものを持つ必要がある。これが今度の方針によりますれば、せつべく終戦後各県に大体國立病院が出た。

政策でありますから、その質問に対しましては、十分の御答弁はできないことはよく存しております。
もう一つ私がお伺いしたいのは、こうして各地方に移譲してしまいますと、今度は国はそれに対する補助とか、あるいは国の負担というようなものは全然なくなるのですか。何らかの方法によつて、地方に移譲したものに対して、国が毎年々ある程度の支出をして行く必要があるのじやないかと考えるのですが、そういう道は全然なくなるわけですか。

○高田(浩)政府委員 移譲いたします病院につきましては、先ほど来御質問がありましたが、いわゆる整備費をつけて経常費的な経費について國の方で補助をするとかいうことは現在考えておりませんし、それから病院 자체のそ

○深澤委員 今の答弁によりますと、医療制度については国は何がしかの特

ているかどうかということに対しても、われ／＼は疑問を持つのであります。

出たのを全部回収してしまつて、地主に全部移譲してしまうということは、

力
後の整備につきましては、これは今のことろはそういう予算はないのであり

殊なものを持続し、そして地方公共團體の經營する医療設備を監督指導する
という体系が、大体今の政府の医療制度

が、そういう大きな見地から、この治療制度をどうして行くことが、最も市民の期待に沿い得るものであり、社会

まつたく國がその責任を回避するところにしかわれ／＼は考えられまい。それは國家全体の予算の上からい。

○佐藤委員長 次は苦米地英俊君。
○苦米地(英)委員 今度長期信用銀

とがいいじやないか。國はそういうふうな病院をさらに指導をするようだ。
いはまた特殊の目的を持つたそういうふうな病院が、何がしかの病院の經營をやつて行くことになつて、縣で本來

に対する見解だといふべく、要約であります。しかるべきは、私は思うのであります。しかし、社会保険制度の中で、この医療問題は、いうのは相当大きなウエートを持ち、これに對して國家が責任を持つといふ

保障制度の線に沿うるものである。という問題について、もう一べん御見をお伺いしておきたいと思います。**○高田(衆議院委員) 社会保障制度確立の見地から、この医療の問題が非常**

か意常權の發言権を持ち、そうして各団体間の對して圧迫を加えているというところも、われくは聞いているのであります。そういう政治体系の中にあつた

道拓殖銀行は債券の発行ができないままで、北海道の発足したことになりますと、北海道拓殖銀行は相当確固な基礎を持つて、来るべき商業銀行として北海道の企業育成に寄与するわけであります。もちろん北海道拓殖銀行は相当確固な基礎を持つて、来るべき商業銀行として北海道の企業育成に寄与するわけであります。

に努力をして来ておるのであります。が、これだけでは微力な部分があるのあります。内地方面の銀行も北海道に支店を出しておりますが、その普及率はきわめて乏しく、ある地区に限られておるような状態であります。従いまして今後北海道の金融をさらに山滑にし、強大にして行くためには、北海道拓殖銀行がさらに強化拡充されて行くことが、きわめて必要な要件であると信するものであります。そこで北海道拓殖銀行が今まで持つておったところの特権を失い、純商業銀行、普通銀行として発足する場合には、銀行はどう考えておるか知りませんが、今後北海道拓殖銀行の支店を内地の各地に拡大するということ、必然的に要求されて来ると思うのであります。たとえてみれば東京、横浜、大阪、京都、名古屋、神戸というような重要都市に支店を持つということが、今後開発されて行くところの北海道の物資の交流というような立場から見ましても、必ず必要が起きて来ると思うのであります。こういう支店を設置するということについては、その各地の事情もありますので、無條件というわけにはもちろん行かないことは承知しておりますが、政府としてはこういう必要な要素を認めて、もし銀行が要求するときには、実情に即して支店開設を許可するという御方針でござりますか。もろくは北海道拓殖銀行といふ名前にとどめられて、北海道にひつ込んでおれといふような態度をおどりになるとすると、これは重大なことだと私は思うのであります。が、この点について、大臣の省の見解を伺つておきたいと思うのであります。

○河野(通)政府委員 お示しの点は、北海道拓殖銀行がこの新しい法案の施行とともに、一般の商業銀行に転換いたしました場合に、北海道との物資の交流その他の関係から、北海道以外の地域に相当支店網の拡充が必要ではないかというお話をあります。この点は御意見の通りだと思います。ただ問題は、具体的にどこへ、いつ店舗の設置を認めるかという点につきましては、やはりそのときの経済事情等をよく勘案いたさなければなりません。従いまして、今ここで商業銀行になつたあかつきにはどこへに幾つ支店の設置を認めるかということは、申し上げる段階にまだございませんが、一般論としては今御指摘のような点は十分考えて参りたいと思つております。現在でも北海道拓殖銀行は必ずしも北海道に脚踏しておるわけではございませんので、いわゆる内地にも店を持つておるわけであります。これらをさらに拡充をいたして参ります点につきましては、時期方法等について十分考慮をする余地があると思いますが、方針としては、十分その点はお示しのようなラインで考えて参りたい、かように考えております。

るならば、それで安心いたすわけであります。それでは私はこれをもつて長期信用銀行法案に対する質疑を打切りります。

○小山委員 長期信用銀行法案は、長きにわたつて質疑を続けて来たのであります。が、すでに質疑も終了したと考えられますので、この際質疑を打ち切らんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの小山君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 異議なしと認めます。

本案につきましては、共産党を除く各派共同提案にかかる修正案が提出されておりますので、まず修正案提出趣旨の説明を求めます。小山長規君。

長期信用銀行法案に対する修正案

長期信用銀行法案の一部を次のよう修正する。

附則第一項中「附則第二項の規定」の下に「及び附則第十四項中農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十三條の改正規定」を加える。

附則第十四項中「大正十二年法律第四十二号」を削り、同項中農林中央金庫法第十七條第一項の改正規定に関する部分の前に次のように加える。

第十三條中第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 所属団体ノ為ニ債務ノ保証ヲ為スコト

同條に第九号として次の一号を加える。

長期信用銀行法案に対する修正案

○小山委員 ただいま議題となりました長期信用銀行法案に対する修正案について、修正の趣旨を御説明いたします。

本修正案は共産党を除いた各派の共同修正案でございます。修正案の案文はお手元に配付いたしておりますので、これをごらん願うことといたします。この際朗読を省略いたします。

修正の箇所は、長期信用銀行法自体に因るものではないのでありますて、この法律の附則で農林中央金庫法の一部改正を行い、債券発行限度を二十倍に拡張いたしておりますが、これに伴いまして、この際かねがね要望されておりました同金庫の業務の拡張を認めることが適当と考えられますので、ここにこの修正案を提出いたしました次第であります。

まず第一点は、農林中央金庫が所属団体のために債務保証をすることができることがあります。御承知の通り農林金融の季節性からいたしまして、その資金の枯渴期におきましては、たとえば肥料を購入するとか、水産資材を購入するとかいう場合におきまして、同金庫が系統団体の資金需要を充足し得ない場合がありますので、同金庫の保証によつて、系統団体が他の金融機関から融資を受け得る道を開いておく必要があるのです。また債務保証が認められないと、業者である系統団体が食糧庫から拂下げを受ける配給米等につきまして、その拂下げ代金の延納をいたしま

すような場合に、農林中央金庫が本納について保証することも可能となることがあります。資金の枯渇期における資金量の不足を補う上に、きわめて重要な機能を営むものと考えるのであります。

次に修正の第二点は、農林中央金庫が主務大臣の認可を受けて、国、公共団体、または銀行その他の金融機関の業務の一部を代理することができます。この規定に基づき、同金庫が日本銀行の代理店となって、国庫金の出納及び国債に関する事務を取扱つたり、あるいは地方公共団体の金庫事務を取扱うことによりまして、農漁村を対象とする所屬団体に対し、納税及び国債事務の取扱いや地方公共団体の公金出納等において、大きな利便を與え得ることとなり、また農地証券の買上げ償還や漁業権証券の資金融化に際し、痛感せられた不合理も解消することとなりまして、あるいはまた反面系統団体の信用向上や、貯蓄増強にも資するゆえんになると考へる次第であります。

以上が修正案の概要であります。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

○佐藤委員長 修正案の趣旨説明は終りました。

これより本案及び修正案を一括して討論に入ります。宮崎靖君。

○宮崎委員 私は自由党を代表いたしまして、長期信用銀行法案に対し賛成の意を表明するものであります。平和條約の発効によつて日本は法的な独立をかち得たわけであります。強く申せば独立を確保したということになるであらましよう。眞の独立は、あ

くまでも経済自立の達成がなければ、その目的に到達しないことも当然であります。かかる觀点におきまして、現下日本の經濟を一瞥いたしてみますと、御承知のように資本の蓄積がまさに中核的な政策は何であるかといえども、とにかくおるということを、きわめて明瞭であります。かかる際におきましてはまさに長期資金の確保をばかりましては、金融の円滑化に大きなウェートがかかつておるということを、きわめてあるいは日米經濟協力の達成、東南アジア地域の開発等と、きわめて緊密な関係にあることがわかるわけであります。幸いにいたしまして政府も從来日本開発銀行とか、あるいは日本輸出入銀行といふ政府機関によりまして政府資金を活用して、長期資金の調達に対する補助的立場的な役割を果して参つたのであります。が、世界の実情から見ましても、政府機関といふものはあくまでも民間銀行の行う長期金融に対する補助的立場にあるべきであります。政府機関が長期資金の全部をまかなうということとは、これは長期資金調達の面からいって、常道でないと考えられておる折からでありまして、従つて民間金融機関の整備強化は急務であるということが痛感されておりまするから、今回本法案の提案を見ましたことはまことに得るものであります。まずこの点におきまして、原案に対し賛成の意を表するにやぶさかではありません。さらに銀行制度の上から考えてみますと、長期銀行と預金銀行との業務分化を明らかにいたしまして、歐米と

るいはわが国の事例、並びにかつての金融機関の運営の経験等に徴してみましても、おのづかその特徴がある。その特徴に基づきます機能を、十分發揮せねばならない段階に進むことは、これまでた當を得たことでありまして、賛成の第二点と考えられるわけであります。

しかしながらここに反省を要しますことは、これらの長期信用銀行によりまして、日本の長期金融の調達に一生面が開かれたことは事実であります。これがもつて満足すべきではありません。世界各國と大きな声で申されません。世界各國と大きな声で申さなくて、簡単にフランス等の実情を目指しましても、長期民間金融機関として、預金銀行のほかに長中期貸付銀行と呼ばれるものが存在いたします。それは超業銀行と称するもののが存在いたしましたし、おむね今回民間機関と呼んで、おもむね今回民間機関としての長期信用銀行を発足せしめんといたします。本法案の趣旨、並びにそれを飛躍拡大せられた業務分野よりも飛躍拡大せられました業務分野をもつて活動せられておることも、わがわれが反省しなければならないことがあります。またイギリスにおきましても工業金融会社と呼ばれるもの、あるいは商工金融会社と言われるもの——この商工金融会社と、いふようなものは、必ずしも純粹民間機関ではあります。イングランド銀行の出資も若しく組織におきまして、民間と政府の協力によりまして、長期資金の調達に必要な努力を拂つておるということ、また大いに反省しなければならないことがあります。また西ドイツにおきま

して未だててみしても、且間長其全體機関として、興業信用銀行と称するもの、あるいは不動産抵当銀行と呼ぶべきもの、これは直訳でありますので、呼び名は悪いかもしけんが、不動産抵当銀行、船舶抵当銀行というようなものがありまして、それによつての産業分野に対しますところの長期資金の調達にまで、配慮をいたしておるというような制度は、十分今後とも大蔵当局におきましても御研究の上、まさに賛成せんといたします長期信用銀行の趣旨を拡大普遍化いたしまして、わが国の経済自立達成のために、大いに強力なる長期金融制度というものを確立せられんことを、私は切望するものであります。

さらに本法施行にあたりましては、何分にも銀行制度としては戦後におきます画期的なものでありますので、よい制度であるということだけによつて、その摩擦やあるいは不円滑な面を見送るわけには參りません。運用にあたりましては、慎重かつ綿密なる行政的な配慮を要することも必然なのであります。現在におきましてあるいは興業銀行といわゞ勸業銀行といわゞ、先ほど出た北海道拓殖銀行といわゞ、いわゆる二枚看板の銀行であります。長期銀行と純粹預金銀行とをあわせ兼ねておる。これをまん中でさくわけであります。二分すると、こう簡単には申されないかもしけんが、とにかくわかるということにつきましては、そこに躊躇のあることは当然であります。しかも預金銀行が債券発行に関する法律の廢止によって、債券發行によりますところの資金の調達の面は閉塞です。しかも預金銀行が債券発行に関する法律の廢止によって、債券發行によりますところの資金の調達の面は閉塞です。

常な道でないことは明らかであります。従いましてもし現在長期並びに預金銀行の両面を担当いたしております。銀行があるとするならば、それがまた預金銀行として存続の規模を持つといたしますならば、これらに對し資金の獲得ができますように、行政的な配慮が必要であることは当然であります。その一部はすでにしば／＼質疑の中にありました。何地點に設けるというものではありませんが、その銀行の希望によりまして状況と照し合せまして、適当数を認めるという寛容さがなくてはいけません。されどもむやみに店舗の増設によりまして、金融界におきます熾烈な自由競争によりまして、いろ／＼がなんだ面の出ることはもとより好ましくないことと思いますから、このりを超越えない限度におきまして、十分な配慮をしていただきたいことを、くれぐれもお願ひ申し上げておきます。簡単な言葉で申しますならば移りかわりに対して、いやしくも特定の銀行あるいは教諭の銀行等に対しまして、特殊の圧迫が加わらぬということを私は念頭にしておるものであります。

さらには長期信用銀行の設立を意図せられる方々に対しましても、この両期的の法制に審着する設立準備、あるいは従来の預金銀行の業務を捨てて、长期信用銀行に移行するような移りかわりの段階においては、相当複雑多岐にわたる準備段階があると思ひます。かし本法案公布布後におきまして、一年

きめる。この配慮はまことに当を得たものとして、私どもは賛成をいたしておるわけであります。さてその一年以内のいつにするかということが実にむずかしい問題であります。これが長きに失しますれば、このよき制度の実施を遅らすわけになります。しかしこれを急ぎまして促進するような形をとりますと、圧迫が非常に大きくなるわけでありまして、この関係はわれわれよりも当局がよく御存じであります。実情に照しまして、そうして十分なる準備を整えました上は、すみやかにスタートをせしめる。準備の整うまでは十分なる指導と協力を與えまして、この制度の円満なるスタートが切れますように御配慮をいただきたいことを、私はくねぐもお願ひいたします。

以上をもちまして長期信用銀行法案に対しまして原案に賛成の討論を終ると同時に、ただいま各派共同提案として提案されました修正案に対しましても、同様自由党を代表いたしまして賛成の意を表明する次第であります。

○佐藤委員長 討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず共産党を除く各派共同提案にかかる修正案より採決いたします。本修正案を可決するに賛成の諸君の起立を願います。

○佐藤委員長 討論は終局いたしました。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次に本修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

たします。まず共産
提案にかかる修正案
です。本修正案を可決
します。

४

これより採決いたします。まず本件除く各派共同提案にかかる修正案採決いたします。本修正案を可決に賛成の諸君の御起立を願います。

〔贊成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。

に御一任を願します

○佐藤委員長 次に貴金属管理法の一部を改正する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、及び接收貴金属等の数量等の報告に関する法律案の四法律案を一括議題として、引続き質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。宮崎靖君。

必要とする場合において、資金不足のために拂込みができない。協定の第何條か今探しておりますが、わかりませんが、その場合にその公債は日本銀行に命じて買い取らしめる、こういう條項があります。この公債は端的に判断いたしましたと、政府資金不足から来てまつて一種の赤字公債だという疑念もあります。それであります。そりだとは断定するわけには行かせんけれども、そういうう疑いがある。これは財政法第五條の但書によるものか、あるいは他の解釈によつてかような措置が法的に設けられるものであるか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

必要とする場合において、資金不足のために拂込みができない。協定の第何條か今探しておりますが、わかりませんが、その場合にその公債は日本銀行に命じて買い取らしめる、こういう條項があります。この公債は端的に判断いたしますと、政府資金不足から来てます一種の赤字公債だという疑念もあります。そうだと断定するわけであります。そうだと行きましたけれども、そういう疑いがある。これは財政法第五條の但書によるものか、あるいは他の解釈によつてかような位置が法的に設けられるものであるか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

であるうと思われるのあります。またこれが一般的の措置が、なかなかとり得ないといふこともございます。またこれは違法なものでありますので、必ずしも財政法第五条の精神に反しないのじやないか。かりにもその精神に反するといつまでも法律的にいえばこれは違法なものである。この法律でもつて財政法の特例を開いているのだ。こういうような見方もできるかと思うのであります。従いまして形式的にまた実質的にも、財政法第五條に違反するものではあるまい、こう考えておる次第であります。

○宮幡委員 お答えを聞きながら、そういう趣旨には読めるし、また読みたいい心持なのであります。しかしながら、この表題の項目は田資金の不足ということなんです。通常の場合に、日本銀行と公債の売買をするということはちょっと趣が違う。事が田資金、しかも理財局長の説明を伺い、またわれわれの方から判断いたしましても、かかる実際の事態が起るということは、きわめて稀有の事実であろうと思う。予備的な規定にしかすぎない、こう思うのであります。害害の点においても、さように心配はいたしておりません。けれどももし起きたといたしますと、田資金の不足だ。買わせた公債がある。この償還計画は今度予算措置をするのかしないのか。あるいは理財局長の説明によりますと、これは一般減債基金とは別個の勘定に処理されるよ

うな話にも、ちよつと受取れたのあります。ですが、そういう点はどうなつておりますか。もし事実にあつたとしますならば、どういうふうに処理されるのであります。○河野(一)政府委員 これの償還に関しては、一般的会計から当該の歳出を組みまして、国債整理基金から出ししましてその償還をいたしたいと思います。一般の減債基金の中に入れないで、特段にそういつた早期に償還するような措置を講じたいと思つております。

○宮幡委員 それでわかりました。そういうふうにしていただいたら、まれに起きることでありますので、實際は心配なからうと思います。その点はおむねわかつたことにいたしました。そこで次はきわめて事務的な簡単な問題であります。今回の拂込みをいたしまするにつきまして、日本銀行の持つております。あるいは接收せられたもので返されるものがあるかもしれません。そういうものの金を貰い取りまして、予算面二百億をおおむね二百四十三億の状態にして拂い込む。これは二百九十九ミリigramを一円とした、いわゆる一グラム三四円四五銭です。

か、その価格と現在の政府買上価格四百一円ないし五円程度の差金をもつまとして、これを処理して行こう。こういう構想であることは、さきに大蔵大臣が總括的な質問をいたしたときに答えておるのであります。また理財局長も経理の過程におきまして、どういうふうに御処理されて、これが適法かつ妥

○河野（一）政府委員　これはごもつと
実際問題としての御説明をいただけれ
ばけつこうであります。

当に行くのでありますようか。これは
もなお尋ねだと思うであります。これは
二百億の出資が二百四十三億になると
いうところにからくりと申しますか、
考え方というものがあるだろうと思いま
す。二百億は一般会計の歳出で行
く。しかし四十三億の分は、一定の価
格で日本銀行から金地金を譲り価格で
やる結果、実際問題として二百四十三
億の出資が行われることに相なりま
す。この場合におきまして、決算と申
しますか国有资产と申しますか、出資
金の計算といたしましては、二百億は
申し上げましたように一般会計の歳出
から出ておるが、そのほかの超過の四
十三億、これが評価はやはり現在のド
ルの評価によつて行われる結果、二百
四十三億という財産を持つておるとい
うことには相なると思います。そうしま
すと、ちょうど通貨基金として一般会
計にあるものは二百億であるにかかわ
らず、それ以上になるじやないかと言
われます部分は、現物出資があつた、
その現物出資の評価として四十三億あ
るのだ。こういうふうな形式に一部
を——ちょっと言葉は悪うござります
が、二百億のもので一部現物を買つ
て、それが評価の結果二百四十三億に
なつた、こういうことに相なるうと思
うのであります。そうしますと、国が
もうけたというふうなかつこうになる
のであります。これが第四條の二項
によりまして、後に日本銀行の金の再
評価というようなことがありましたと
きに、適当に調整が行われる。そこで
損得なしになる。こういうふうな考え方

方をしておるわけであります。

ながら優秀なる主計局長の御答弁があり、宮崎なか／＼納得ができないのがあります。むしろこれは大藏大臣に御きましたら、補正をする意思がない、言つておりますが、他にも補正をする事情が起つております。これは当然の予見する範囲におきまして、見通しが悪かつたというような問題でなく、たしまして、必然的に独立後の情勢を抑されまして、予算を補正しなければならないという事態が出て来るのですから、これは私数々あると思います。従いまして補正した方が明らかになります。もつと簡単に申せば、金の差を難入として受けまして、二百四十四億を出資金として正常に計上する。二百億が二百四十三億の含みを持つてゐる。あるいは他に現物出資があつたなどということは、どうもはつきりいさないのであります。この際私は何でも補正予算を組まなければならぬという、強い議論をいたすのではありませんけれども、補正予算を組まずに、他に同様な措置を必要とするものに連をいたしまして、加入後においてこれを調整せられるという御用意があてしかるべきだと思いますが、この点についてのお考えはどうでありますか。

の行き方であるうと思ひます。しかしながら、今までのいきさつから考えまして、今申し上げるような措置をとつたのでありますて、勘定としてはこれまで一応けりがつきますので、さらに四十五億のものを日本銀行にやるために補正予算ということは、この際特に必要はないのじやないか。将来この第二項の規定によりまして、適當な機会においてそれを現金でやりとりをするか、あるいはこれを利益を納付させることにしてそれを消化しにするか、いろいろな手が残されておると思いますが、現在の段階において、これを補正予算で必ずしも処理しなければならぬといふうには、考えておらない次第であります。

理、貴金属管理法第六條に大蔵大臣の指示する価格をもつて貰い入れる。これは差金が出来る、その差金はどうしても現物的なものを保有したというのか。これらの問題も出て来るのですから、本日のところは、この措置も現物的なものを保有したという事実に押されて、私は妥当性を肯定いたしますが、どうか金の差金の全体の処理をどうしても緊急性から見て、こうしなければならないものであるという事実に押されて、私は妥当性を肯定いたしますが、どうか金の差金の全体の処理と合せまして、何かひとつ大蔵当局で適切な処理方策につきまして、一応われ／＼の納得することをお考えくださいまして——もちろん考えておるから、こういうものができたでありますし、ようけれども、それをきょうでなくてつけこでありますからお示しくださいまして、近く大蔵委員会において、政府から特に発言を求められて、この点についてひとつ御発表をいただきたい。全体としての金の差金はどうなさいますか。ただ四十三億の分だけとびつたり合えぼよいのであります。が、それが過不足がある場合もありますから、その点はどういうふうに處理なさいますか。もし何でしたらきようでなくともよろしい。

て、たとえば日本銀行の持つておりますところの金の地金の全量、これは先刻来別にお願いいたしておきますところの、接收貴金属の問題がございますが、あの場合の数量とというものも、ほかの所有者との関係におきまして、一グラムの違ひもなくそのまま処理ができる。かようなことを前提にいたしますならば、日本銀行の持つておりますところの金につきまして、その帳簿価格及び時価、これとの差額というものを、国家としてはどう処理するかということになります。これは各國の例等から申しまして、日本銀行がそのまま利得すべきではなくして、その評価差額というものを、国が何らかの形におきまして、国家に帰属させるような方法を講ずるのが妥当ではないかというふうに、以下のところ考えておる次第でございますが、その数額を示す、そうしてその差額と、それから今回の差額との関係をどう調整するかということに相なるのであろうと思うのであります。まあ想定をいたしてみますならば、先ほど申し上げました、日本銀行の持つておるところの全体の差額を国に徴収すると同時に、この部分の差額といふものは、日本銀行に交付する、両建てによりまして、この分を相殺する。そういう方法も考えられる。それからまた日本銀行の総額のうちからこの分だけを除きました金量につきまして、差額だけを国に納付する。こういう方法もあろうかと思うのであります。ただししながら、先ほど来申したようなく、いに、そのものになりますところの日本銀行の金の問題がどうなるかということは、はつきり

○官憲委員 今はなかなか決定的なことは言えぬ、これはごもつともあります。そこで私が申しますのは、この問題は、国際通貨基金協定に加入するかいなかの問題を、とめたり延ばしたりする理由にはならないであります。その方はどん／＼進めていただく。しかし処理自体は、その実際の問題を報告できる——たとえば日本銀行の納付金として、あるいは觀念的に申せば特別納付金ともいいうのでありますようか、そういうような形でもつて処理するんだというようなことでもけつこうですから、こういうふうに処理せられたという経過を、実際に御説明のできます時期になつたら当委員会に報告を願いたい。これで私の質問は本日のところは終りたいと思うのであります。

○佐藤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十七日午前十時より開会することとしまして、本日はこれに

て散会いたします。

〔参考〕

長期信用銀行法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月三日印刷

昭和二十七年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁